
栄村 教育大綱

(令和4年度～令和8年度)

栄 村

栄村教育委員会

1 策定の背景と趣旨

平成27年4月1日に施行された改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化振興に関する施策の大綱を定めるものとされました。

この大綱は、本村の教育に関する基本的な計画として、教育、学術及び文化の振興に関する施策の取組方針について、同法第1条の4第1項に定める村長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議のうえ策定するものです。

2 教育大綱の位置付け

この大綱は、当村の教育行政の基本指針となるものです。第6次栄村総合振興計画（平成29年度～令和8年度）における村づくりの目標を基本として、教育と文化の分野における基本目標及び重点的に取り組むべき基本施策の方向性を示しています。

3 教育大綱の実施期間

この大綱は、**令和4年度から令和8年度**までの5年間を実施期間とします。

ただし、社会情勢等の変化等により必要に応じて見直しをするものとします。

	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8
総合振興計画	栄村総合振興計画（前期）					栄村総合振興計画（後期）				
教育大綱						栄村教育大綱				

4 教育大綱の基本理念

この大綱は、栄村教育基本方針に基づき、教育分野における基本目標と重点的な取組方針を定め、村民が共に学び、共に生きる力の育成と教育環境の充実をめざすことを基本理念とします。

栄村教育基本方針（平成 25 年 2 月改定）

1 確かな学力

- (1) 社会の変化に対処できる基礎・基本を身につけること
- (2) 一人ひとりの可能性を見出し、伸ばす教育活動を展開すること
- (3) 自ら学び、自ら考え、主体的な判断と行動ができる資質と能力を磨くこと

2 豊かな人間性

- (1) 人と人のつながりの大切さや感謝の気持ち、他人を思いやる心を育てること
- (2) 自己の気持ちを表現し、伝える力を育てること

3 元気な体

- (1) たくましく、心身ともに元気な体をつくること

栄村教育目標 絆を持って、共に学び、共に生きる力の育成

栄村教育標語 あいさつ 大きな声であいさつをしよう
読 書 本をいっぱい読もう
運 動 元気よく体を動かそう

5 教育大綱

(1) 子どもを育む

少人数であるからこそできる、「一人一人を大切にし、その能力を豊かに育み、現代社会で自立できる多様な能力を身につけた子どもたちを育てる」教育を実現します。

<重点項目>

- ・ 老朽化と児童生徒数に応じた安全で快適な教育環境の整備
- ・ 少人数であることを活かした保小中の連携と継続して学ぶための新たな重層的教育体制の整備
- ・ 学力、情操、感性、創造力、体力をバランスよく備えた「総合力」の育成
- ・ 郷土への愛着と誇りを育む「ふるさと学習」の推進
- ・ ICT を活用した学習と他地域等との交流活動による多様な学びの推進

(2) 地域を育む

子どもからお年寄りまで、全ての村民に学ぶ機会を提供し、村の持続的発展の担い手として絶えず成長する村を目指します。

<重点項目>

- ・ 個性を伸ばし生き生きと暮らしていくため、生涯を通じて学び合える環境の整備
- ・ 地域学習を通じて、地域の連帯意識の向上
- ・ 「あいさつ」を通して、お互いを認め合い、思いやる心と連帯感の醸成
- ・ 年代を超えていつまでも楽しめるスポーツの普及と活動の支援
- ・ 豊かな自然環境の保全並びに希少動植物の調査と保護

(3) 歴史を学び、文化を育む

村の豊かな自然とともに先人が築き上げてきた郷土の歴史や文化への誇りと愛着を深め、次世代へ継承していきます。

<重点項目>

- ・ 文化財の保護と保全活動の推進
- ・ 村の歴史、文化を学ぶ学習会の開催と栄村誌、栄村歴史文化館の活用
- ・ 伝統文化、技能の継承と文化活動の支援
- ・ 苗場山麓ジオパークの推進